

## 新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年1月16日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。  
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

### ●糸魚川市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	住民票の表記 (続柄を「縁故者」と表記可能)		○		市民課	025-552-1511	
2	軽自動車税の減免			○	市民課	025-552-1511	パートナーシップ制度利用の有無に関わらず、「障害者と生計を一にする」ことを確認するために、福祉事務所が発行する「同一生計証明書」の提出が必要
3	り災証明書の申請 (災害等)			○	市民課	025-552-1511	世帯主と同居していれば提示を必要としないが、同居していない場合は、委任状が必要
4	保育園の入園申込	<a href="https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/1776.html">https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/1776.html</a>	○		教育委員会事務局こども課	025-552-1511	受領証等の提示により、保護者として申請可能です。また、パートナーも保育料の算定対象となります。
5	放課後児童クラブの利用申込	<a href="https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/1784.html">https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/1784.html</a>	○		教育委員会事務局こども課	025-552-1511	受領証等の提示により、保護者(生計同一世帯)として申請可能です。
6	小中学校の就学援助制度の申請	<a href="https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/2289.html">https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/2289.html</a>		○	こども教育課	025-552-1511	対象の児童生徒の保護者(生計同一世帯)が申請できます。

## 新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年1月16日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。  
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

### ●糸魚川市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
7	小中学校の特別支援教育就学奨励費制度の申請			○	こども教育課	025-552-1511	対象の児童生徒の保護者（生計同一世帯）が申請できます。
8	県営、市営住宅への入居申込み	<a href="https://www.city.itoigawa.lg.jp/page/1526.html">https://www.city.itoigawa.lg.jp/page/1526.html</a>	○		建設課管理住宅係	025-552-1511	証明書等の提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要。
9	生活保護制度	<a href="https://www.city.itoigawa.lg.jp/page/1976.html">https://www.city.itoigawa.lg.jp/page/1976.html</a>		○	福祉事務所	025-552-1511	世帯全員が利用できる資産や能力、様々な社会保障制度の活用、親子や兄弟などの扶養義務者からの援助など、あらゆる努力をしても、なお生活ができないときに受けることができます。
10	犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)の支給申請		○		環境生活課	025-552-1511	パートナーシップ届出受領証明書が提示されれば、被害者との関係性を判断する資料として考慮されます。